

市からの 連絡帳



健全化判断比率と資金不足比率を公表します

財政課 ☎ ( ☎460 - 9802 )

昨年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。この法律は、1年間の収支や将来負担に関する財政指標（健全化判断比率・資金不足比率）を議会に報告し、市民の皆さんに公表することを義務づけています。これらの比率が国の定める早期健全化基準・経営健全化基準を超える場合は、財政の健全化に向けた取り組みを行うこととなります。

当市の平成19年度決算による健全化判断比率・資金不足比率は次の表のとおりですが、すべての指標において各基準の範囲内となりました。この算定結果については、市の監査委員の審査の結果、いずれも適正に算定されているとの意見をいただきました。

しかし、少子高齢化や市民ニーズの多様化がさらに進展していく中で、市民サービスの維持・向上を図っていくためには、引き続き行財政改革を推進していく必要があります。市では、今後もさまざまな改革の取り組みを通じて、財政構造の弾力性・健全性をより一層高めていきます。

♣実質赤字比率

一般会計等（ 1 ）において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字の場合、その赤字額（実質赤字）の標準財政規模（ 2 ）に対する割合です。

♣連結実質赤字比率

特別会計を含めたすべての会計を対象とした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する割合です。

♣実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金など（借入金返済のための元金と利子や一部事務組合への負担金のうち、組合の借入金返済に充てたと認められるもの<sup>※</sup>）の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

♣将来負担比率

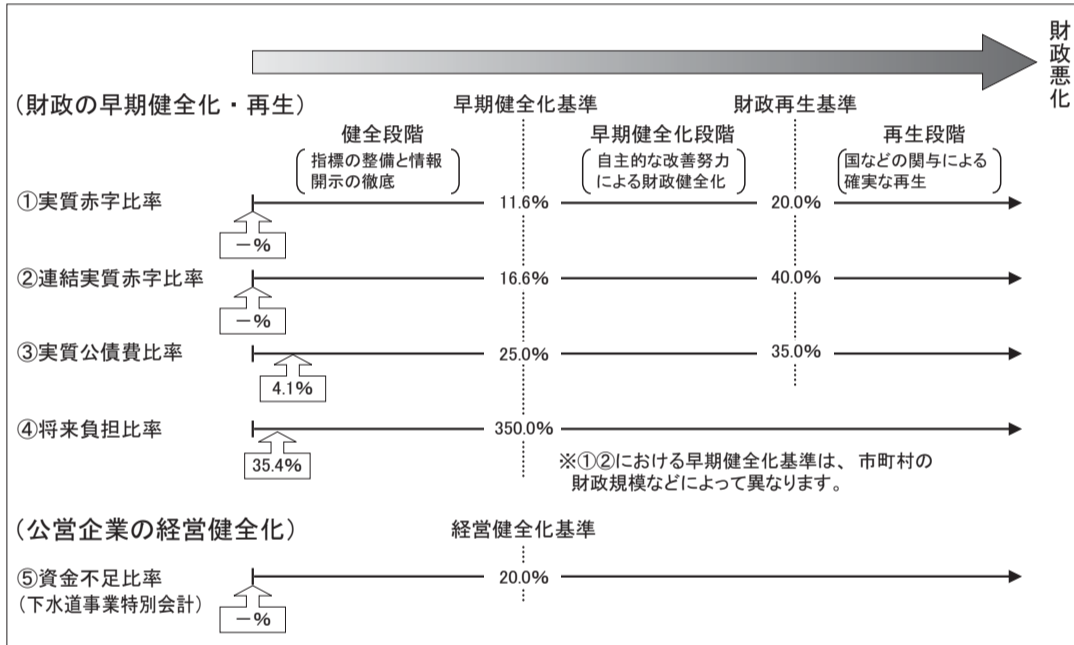
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（借入金の残高、一部事務組合などの借入金返済に充てる

負担等見込額、職員退職手当支給予定額<sup>※</sup>）の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

♣資金不足比率

公営企業会計において資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合です。

1 一般会計等  
地方公共団体の会計のうち、地方税や交付税などを主な財源とする会計など（地方公営事業会計以外の会計等）で、本市の場合は一般会計、受託水道事業特別会計、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計および保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計が該当します。  
2 標準財政規模  
地方公共団体において、標準的な状態にあるときに、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、ここでは、臨時財政対策債の発行可能額も含まれます。



健全化判断比率 (単位：%)

健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率 (実質黒字比率3.39)	11.6
連結実質赤字比率 (連結実質黒字比率5.26)	16.6
実質公債費比率	25.0
将来負担比率	350.0

注：実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は、「-」と表示しています。  
注：( )内には、実質収支または連結実質収支が黒字である場合の実質黒字比率または連結実質黒字比率を表示しています。

資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	(資金剰余比率1.2)	20.0

注：資金不足額がない場合は、「-」と表示しています。  
注：( )内には、資金剰余額がある場合の資金剰余比率を表示しています。

ごみの出し方 ワンポイント

ごみ減量推進課 ( ☎438 - 4043 )

♣古紙類違法「抜き取り」防止対策

最近、資源集積所の古紙類を「持ち去る」違法行為が目立っています。特に、下保谷・北町地域で所沢ナンバーのトラックで「ごっそり持ち去る」行為がありました。

また、田無町では青梅街道沿いのマンション集積所に自転車などで不法侵入し「持ち去る」行為が報告されています。

市では、早朝パトロールを行い「持ち去り」現場を確認し数台のトラックと個人に対し警告し、市委託業者も確認次第警察に通報しています。資源集積所に出された古紙類などの資源物は市の条例で「所定の場所に排出された資源物の所有権は市に帰属し、市長が指定する事業者以外のもは、当該資源物を収集・運搬・処分してはならない。」と定めています。皆さんが出した資源物は市の歳入としている有価物です。ごみ減量推進課ではパトロールや「持ち去り禁止」のパネルを作成し集積所に貼付しています。「持ち去り禁止パネル」が必要な方はご連絡ください。

♣出前説明・出前講座を開催しませんか！

「分別の仕方がわからない」「なぜこんなに細かい

分別をするの？」など、皆さんの日常の疑問や困っていることの相談などを出前説明・講座を開催し考えてみませんか。申し込みはごみ減量推進課まで。

♣プラスチック容器包装類分別へのご協力、ありがとうございます。

市民の皆さんからの問い合わせや苦情が、市へ多く寄せられました。9月1日号市報と一緒に配布したパンフレットをお読みいただき「なぜ分別や洗浄が必要か」を多くの方が理解していただき改善されてきています。ごみの減量・資源の有効利用・CO<sub>2</sub>の削減のためにプラスチック容器包装類の分別が必要です。「汚れたプラスチックは不燃ごみ」として処理・処分されてしまいます。日の出町の「最終処分場の延命」のためにも、ご理解ご協力をお願いします。

また、(財)日本容器包装リサイクル協会による品質評価再調査が10月30日(木)に行われます。良い評価を得るため、皆さんのご協力をお願いします。